

Ⅱ 各自治体の許可期間

府県 広告物の種類	最 大 許 可 期 間					
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
広告塔・広告板	3 年 (野立広告物・ 屋上広告物・壁 面広告物・突出 広告物・その他 物件利用広告 物)	3 年	2 年	2 年 (看板、アーチ によるもの)	3 年 (屋上広告物・ 軒下広告物・塀 及び垣広告物・ 広告塔・建植広 告物・アーチ広 告物)	3 年
ポスター・はり紙	自家用 3 年 非自家用 6 月	3 0 日	3 0 日	3 0 日 (広告旗)	1 月	1 月
はり札					1 年	1 月
立看板					2 月	1 月 (紙ばり、 布ばり)
		1 年 (上記以外)				
広告幕		3 年			1 年	1 月
アドバルーン						1 月
その他のもの	3 年 電柱等利用広告物 自家用 3 年 非自家用 6 月 広告旗・提灯等	3 年 車両広告		1 年以内 車体広告、 電柱広告等	1 年 電柱広告	1 年 電柱広告等

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	滋賀県								
	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	甲賀市	野洲市
広告塔・広告板	3年	3年 電光表示板を含む (優良意匠屋外広告物に指定したものは、最大6年)	3年	3年 (優良意匠屋外広告物に指定したものは、最大6年)	3年 (広告規制型景観形成地区における許可基準に適合するものについては、6年)	3年	3年 推奨基準適用地区において、推奨基準に適合しているものについては、6年	3年 推奨基準適用地区において、推奨基準に適合しているものについては、6年	3年
ポスター	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月
はり紙	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月
はり札	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年
立看板	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月
広告幕	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月	2月
アドバルーン	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月
その他のもの	6月 (広告旗) 2年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物、電光表示板、可変式照明付き広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告物 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等	6月 (広告旗) 1年 (電柱広告等) 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告等 3年 (アーチ広告物) 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 2年 電柱広告等

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	滋賀県				京都府			大阪府	
	湖南市	高島市	東近江市※	米原市	京都市	宇治市	伊根町	大阪市	堺市
広告塔・広告板	3年	3年 (アーチ 広告物含 む)	3年 (アーチ 広告物、 電光掲示 板、可変 式照明付 き広告物 を含む)	3年 (アーチ 広告物含 む)	3年	3年	3年	3年	3年
ポスター	2月	2月	2月	2月	3月	30日	30日 (伝建地 区におけ る許可基 準に適合 する物に ついては 14日)	30日	3月
はり紙	2月	2月	2月	2月			30日		
はり札	1年	1年	1年	1年					
立看板	6月	6月	6月	6月					
広告幕	2月	2月	2月	2月			3年		
アドバルーン	1月	1月	1月	1月	7日		3年 (伝建地区 は掲出で きない)		
その他のもの	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等 3年 アーチ広 告物 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等 2月 ぼんぼり	6月 (広告旗) 1年 電柱広告 等 2月 ぼんぼり	3年 車体広告	3年	3年 (伝建地区 はアーチ 広告物、 広告旗の 掲出でき ない)	1年以内 車体利用 等	3年 車体広 告、電柱 広告等

※ 東近江市については、優良意匠屋外広告物に指定した広告物（種類は問わない）については、最大6年

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	大阪府								兵庫県
	豊中市	高槻市	枚方市	八尾市	東大阪市	寝屋川市	吹田市	茨木市	神戸市
広告塔・広告板	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	2年	3年
ポスター	30日	30日	3月	3月	30日	30日	30日	3月	1月
はり紙									2月
はり札									
立看板									
広告幕									
アドバルーン									
その他のもの	2年 車両を利用するもの	2年	2年	2年	2年	2年	2年 電車、路線バス、 広告宣伝用自動車の 車両を利用して表示する 広告物	2年 電車、路線バス、 広告宣伝用自動車の 車両を利用して表示等する 広告物等	1年以内

市町 広告物の種類	最大許可期間								
	兵庫県							奈良県	
	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	芦屋市	豊岡市	丹波篠山市	奈良市	橿原市
広告塔・広告板	3 年	3 年	2 年	2 年	2 年	2 年	2 年	3 年	3 年
	(アーチ利用広告物含む)	(アーチ利用広告物含む)	(アーチ利用広告物、垣・塀利用含む)	(アーチ利用広告物含む)	(アーチ利用、アーケード利用広告物含む) (資格者等を管理者とし、適正な維持管理が図られているもの)			(確認申請必要物件、10㎡を超えるものは管理者が規則で定める資格を有する者に限る)	(屋上広告物・壁面広告物・突出広告物・塀及び垣広告物・広告塔・広告板・アーチ広告物)
ポスター	1 月 (広告旗含む)	1 月 (広告旗含む)	3 0 日 (広告旗含む)	1 月 (広告旗含む)	3 0 日	3 0 日 (広告旗含む)	3 月 (広告旗含む)	1 月	1 月
はり紙					1 月				
はり札					1 年			1 年	
立看板					2 月			2 月	
広告幕								1 年	
アドバルーン									
その他のもの	1 年以内 宣伝車、電柱利用、車体利用等	1 年 電柱利用、街灯利用、バス停留所又は消火栓の標識利用、アーケード利用、自動車に表示	1 年 電柱利用、街灯利用、バス停留所又は消火栓の標識利用、アーケード利用、自動車に表示	1 年以内 宣伝車、電柱利用、車体利用等	1 年以内 宣伝車、車体利用、電柱・街灯利用、バス停留所標識利用、テン(資格者等を管理者とし、適正な維持管理が図られているものについては、2 年)	1 年以内 車体広告、電柱広告等	1 年以内 車体広告、電柱広告等	1 年	1 年 電柱広告物

※ 奈良市の許可期間の詳細は P 4 4

市町 和歌山県 和歌山市	最大許可 期間
	和歌山県
	和歌山市
広告物の種類	
広告塔・広告板	3 年
	(バス シェル ター広告 物を含 む)
ポスター	1 月 (のぼり 旗、ぼん ぼりを含 む)
はり紙	
はり札	
立看板	
広告幕	
アドバルーン	
その他のもの	1 年以内

※奈良市許可期間

屋外広告物の種類別許可期間

種類	管理者が有資格者 である場合	その他の場合
屋上広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
壁面広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件	3年以内	2年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件（木造以外）	3年以内	2年以内
広告塔及び広告板又はこれを掲出する物件（木造）	1年以内	1年以内
電柱広告物（突き出し広告又は巻付け広告）	1年以内	1年以内
アーチ広告物	3年以内	2年以内
気球広告物又はこれを掲出する物件	1年以内	1年以内
広告幕（懸垂幕，横断幕，旗，のぼり等）又はこれを掲出する物件	1年以内	1年以内
立看板	2ヶ月以内	2ヶ月以内
はり札	1年以内	1年以内
はり紙	1ヶ月以内	1ヶ月以内